

安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会委員名簿

(任期 令和6年5月1日～令和9年4月30日)

令和6年5月16日現在

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第4条)
1	委員	神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	学識経験を有する者
2	委員	野々川 信	安城市医師会 副会長	福祉、医療又は保健の関係者 (医療)
3	委員	深谷 裕都	八千代病院 患者支援センター 副センター長	福祉、医療又は保健の関係者 (医療)
4	委員	杉浦 正之	安城市民生委員・児童委員協議会 会長	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
5	委員	未定	地区社会福祉協議会会長連絡会	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
6	委員	伊藤 賢	特別養護老人ホームひがしばた 事務部長	福祉、医療又は保健の関係者 (福祉)
7	委員	鶴田 敦之	安城老人保健施設 事務次長	福祉、医療又は保健の関係者 (保健)
8	委員	野村 弦	ヘルパーネット部会	介護サービス事業者又は介護 予防サービス事業者を代表する 者
9	委員	富田 裕明	安城市老人クラブ連合会 副会長 (第1部長)	介護保険の被保険者
10	委員	加藤 麻弥	公募市民	介護保険の被保険者 (公募市民)

根拠法令
・安城市附属機関に設置に関する条例 第4条 別表
・安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会規則 第2条

事務局名簿

氏名	所属及び役職等
近藤 俊也	福祉部長
村藤 守	福祉部次長
松村 誠	福祉部高齢福祉課長
稻松 隆	福祉部高齢福祉課主幹
金子 聖	福祉部高齢福祉課介護保険係長
浅井 晶子	福祉部高齢福祉課介護保険係

安城市附属機関の設置に関する条例

平成25年12月24日安城市条例第34号
最終改正 令和5年9月27日安城市条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるものほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 安城市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第44号）
- (2) 安城市総合計画審議会条例（昭和40年条例第19号）
- (3) 安城市住居表示審議会条例（昭和38年条例第28号）
- (4) 安城市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第17号）
- (5) 安城市スポーツ推進審議会条例（昭和53年安城市条例第58号）

3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則（平成27年3月25日安城市条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日安城市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日安城市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日安城市条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日安城市条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日安城市条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成30年3月27日安城市条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月26日安城市条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日安城市条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日安城市条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日安城市条例第1号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日安城市条例第10号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日安城市条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条－第4条関係）

抜粋

執行機関	名称	担任事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市 介護保険 地域密着 型サービ ス運営 委員会	地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サー ビスに係るサービス費の 額、事業者の指定並びに事 業の人員、設備及び運営に 関する基準等に関する事 項の調査審議	10人 以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予 防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3年

安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会規則

平成26年1月24日安城市規則第11号
最終改正 平成27年8月24日安城市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月24日安城市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

議題 地域密着型サービスの運営状況について

1 地域密着型サービスとは

- (1) 高齢者が中重度の要介護状態となつても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護保険サービスが地域密着型サービスで、平成18年4月から創設されました。
- (2) 原則として市民のみが利用できるサービスで、市が指定・指導監督の権限を持っています。

2 地域密着型サービスの種類と内容

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回型訪問と随時の対応・随時訪問を行うことで、24時間365日必要なタイミングで柔軟に提供します。

(2) 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

(3) 地域密着型通所介護

平成28年4月1日から介護保険制度改革により、定員18名以下の「通所介護」事業所は「地域密着型通所介護」事業所となり、指導所管は県から市へ移譲されました。要介護状態となつた方ができる限り居宅で、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、送迎から健康管理・入浴の介助など必要な日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

(4) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、できる限り居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴、排せつ・食事等の介護、健康状況の確認などの日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

(5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況・希望・環境を踏まえて、居宅への訪問サービス、施設への通いサービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせて提供することにより、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようになります。

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者に対して、5~9人を1つの共同生活住居の単位とし、家庭的な雰囲気と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、利用者の能力に応じて日常生活を営めるようにするものです。

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

（定員29人以下の介護付有料老人ホーム）

有料老人ホーム等のうち、介護保険の指定基準を満たし、市の指定を受けた施設です。入浴、排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話などが受けられます。

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(定員 29人以下の特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。原則要介護3～5と認定された人が利用できます。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせてサービスを柔軟に提供します。

3 市内の地域密着型サービスの利用状況（令和6年3月末現在）

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業所名	利用者数 (人)	前年度末 利用者数 (人)
24H看護・介護ステーション オレンジ	60	63
合計 1事業所	60	63

(2) 夜間対応型訪問介護

事業所名	利用者数 (人)	前年度末 利用者数 (人)
夜間対応型訪問介護ステーション オレンジ	0	0
合計 1事業所	0	0

(3) 地域密着型通所介護

事業所名	介護予防	定員(人)	利用者数(人/日)	稼働率(%)	前年度末稼働率(%)
宅老所あすなろ	なし	10	0	0.0	26.0
株式会社ライフサポート デイサービスセンター	あり	18	11.7	65.0	72.2
デイサービス みなみの風	あり	15	10.0	67.0	79.3
ケアーセンターうらら	あり	18	16.2	90.3	71.7
デイサービス ちゃや	あり	13	10.5	80.9	83.1
デイサービス さるびあ	あり	18	12.7	70.9	50.6
デイサービスセンター リ・ライフ	あり	10	4.8	48.2	36.5
デイサービス じけいの庭	あり	10	5.4	55.0	66.0
デイサービス いちみ	あり	15	6.9	46.0	44.0
リハビリデイサービス nagomi 安城店	あり	※36	10.5	51.2	40.8
デイサービス花むすび	あり	18	13.9	77.5	93.9
デイサービス 和の街	あり	10	8.5	85.7	65.0
デイサービス丘の家 (旧デイサービスいづみ)	あり	18	7.6	42.0	53.0
だんらんの家三河安城	なし	15	9.6	64.0	R5新規
デイサービスアルクオーレ 安城横山	あり	18	13	72.2	R5新規
デイサービスさくら※2	あり	15	1.2	8.2	R5新規
レスパイトステーション 安あん	※3	9	2.1	23.4	17.8
合計 17事業所	/	266	144.6	54.3	56.0

※ 複数単位実施の合計

※2 令和6年3月1日新規開設事業所のため、初月の実績です。

※3 療養通所介護は介護予防のサービスが用意されていません。

(4) (介護予防) 認知症対応型通所介護

事業所名	介護予防	定員(人)	利用者数(人/日)	稼働率(%)	前年度末稼働率(%)
安寿の郷デイサービスセンター	あり	8	0	0	0
認知症デイサービスセンターあんのん館	あり	10	3.0	30.0	37.0
ニチイケアセンター東明町	なし	3	0	0	0
愛の家グループホーム安城今本町	あり	3	1.8	61.9	R5新規
合計 4事業所	—	24	4.8	20.0	26.7

(5) 看護小規模多機能型居宅介護・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

事業所名	定員(人)	登録者数①	利用延べ回数			1人1週間あたりの平均回数	前年度末平均回数
			通い②	訪問③	宿泊④		
あかねぞら 大黒・恵比須	25	21	281	194	114	6.3	6.7
小規模多機能 めぐらす横山 ※休止中	29	0	0	0	0	0	18.7
ニチイケアセ ンター東明町	29	28	419	251	100	6.2	5.7
小規模多機能 ホームひまわり ・福釜	29	27	334	306	168	7.5	9.7
看護小規模多機能型居宅介護 こころくばり	29	18	371	394	204	12.1	11.1
合計 5事業所	112	94	1,405	1,145	586	8.0	8.3

※ 1人の1週間あたりの平均回数=[(②+③+④)÷(①×31日)]×7日

(6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)	前年度末利用者数(人)
グループホーム野のユリ	18	15	3	17
グループホーム安城福釜の家	27	24	3	27
グループホームめぐらす横山	18	18	0	14
グループホーム田苑春風	18	18	0	18
ニチイケアセンター三河安城	18	18	0	17
ニチイケアセンター東明町	18	18	0	18
グループホームじけい	18	18	0	18
愛の家グループホーム安城今本町	18	18	0	18
グループホームひびきの家安城	18	18	0	17
けあビジョンホーム安城	18	17	1	16
グループホームこころくばり	18	18	0	18
グループホーム横山	18	18	0	18
グループホームめぐらす小川	18	17	1	17
合計 13事業所	243	235	8	233

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)	前年度利用者数(人)
介護付有料老人ホーム みどりの家	29	28	1	29
すえひろ翔裕館	29	27	2	27
介護付有料老人ホーム めぐらす箕輪	29	29	0	26
合計 3事業所	87	84	3	82

(8) 地域密着型介護老人福祉施設

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)	前年度利用者数(人)
特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山	29	29	0	29
地域密着型特別養護老人 ホームこころくばり	29	29	0	29
合計 2事業所	58	58	0	58

4 地域密着型サービスの指定状況

(1) 令和5年度 新規指定事業所

事業所	
申請者	名称
1 (福)百陽会	デイサービス アルクオーレ安城横山
2 (株)笑顔と感謝	だんらんの家 三河安城
3 (株)ケアセンターうらら	デイサービスさくら

(2) 令和5年度 指定更新事業所

事業所	
申請者	名称
1 (株)ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム安城
2 (株)いすみ	デイサービス花むすび
3 (株)ニチイ学館	ニチイケアセンター東明町
4 (福)愛知慈恵会	グループホーム田苑春風

(3) 令和5年度 廃止事業所

事業所	
申請者	名称
1 (有)介護の街	デイサービスさくらのきの家
2	デイサービスゆづのきの家
3 (有)ハートスペース	デイサービスセンターゆめりん
4 (株)暁不動産	デイサービスリネット
5 (株)R00TPORT	あづま家デイサービス安城美園
6 (福)愛知慈恵会	デイサービスセンター小川の里

（4）参考：令和6年度当初新規指定事業所

1 法人名 グループホーム百々安城

2 (株)LIBS 看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内

（5）参考：令和6年度廃止事業所

1 法人名 赤松町北新屋敷96番地1

2 (株)LIBS 看護小規模多機能型居宅介護 堀内町道下32番地

5 地域密着型サービスの指導・監査状況について

令和5年度地域密着型サービス事業所の運営指導状況について

安城市では、全ての介護サービス事業所に対し、原則として3年に一度の運営指導を目指しております。令和5年度については、通常の運営指導に加え、監査（※）の実施を行いました。

令和5年度運営指導は4法人7事業所に対して実施しました。（参考：令和4年度実績12法人24事業所）

主な指導内容は以下のとおりです。

- ①複数の職種を兼務しているものについては、辞令等により兼務関係を明確にすること。
- ②運営規程と重要事項説明書の整合性を図り、適切な表現に改めること。
- ③ハラスメント防止措置について、方針の明確化等必要な措置を講じること。
- ④事故・ヒヤリハットの記録について、収集に努めること。
- ⑤サービスの提供開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書等を交付して説明を行い、サービス提供を受けることにつき利用申込者の同意を得たことが書面によって確認できるように整備すること。
- ⑥地域密着型通所介護計画・介護予防通所サービス個別計画については、管理者が作成すること。
- ⑦管理者は、計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

また、令和5年度監査については、3法人7事業所に対して実施しました。（参考：これまで監査実績なし）

主な指導内容は以下のとおりです。

- ①人員基準を満たすこと。
- ②運営基準を満たすこと。

※介護保険施設等監査指針に基づき介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、不正請求、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合に法第76条等に基づき、報告、帳簿書類等の物件の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認する行為。